

カナダにおける言語事情

三 宅 亨

はじめに

1988年11月にカナダのウィニペグで開かれた国際教育に関する学会に出席する機会があった。会議での使用言語は英語とフランス語であり、フランス語で討論が行われている間はイヤホンを通して流れて来る同時通訳のお世話になったが、その時、改めてこの国が二言語主義の国であると痛感した。筆者は、この国際会議の前後8か月にわたってバンクーバー近郊に在住していたので、限られてはいたがカナダにおける言語事情を直接に観察することができた。本稿では、公用語である英語とフランス語の使用状況、それ以外の言語の使用状況、そして英語教育の実情、等の疑問について考察してみたい。

1. 二言語社会

カナダは「二言語多文化主義」を標榜する国家である。1981年の国勢調査によると、カナダ人（当時約2,500万）の67.0%が英語を、16.3%がフランス語を使用し、両方の言語を話せる人口は15.3%で、英語・フランス語以外の言語使用者は1.4%である。民族出自人口構成では、イギリス系が43.5%でフランス系が28.9%であり、英仏系以外のカナダ人はフランス語よりも英語のほうを使用する傾向のあることが分かる。さらに、bilingual と答えた15.3%のうち、フランス系が13.6%を占めており、これらの人は概して英語も流暢に話すが、残りの1.7%を占めるイギリス系およびその他の人々はフランス語はあまり上手ではないといわれている [Pringle, 1985]。フランス語

の使用者は近年減少する傾向にあり、このことが深刻な国内問題を生み出している。

簡単に歴史を溯ってみると、カナダにヨーロッパ人が本格的に移住するようになったのは、1608年にシャンプレーン (Samuel de Champlain) が現在のケベックの地に要塞を設け、毛皮交易とカトリック教の普及を目的としたフランス植民地の経営を開始した頃が始まりといえる。少し遅れてやって来たイギリス人との間には抗争が絶えなかったが、英仏植民地戦争 (French and Indian War) でイギリスが勝ち、1763年のパリ条約によってイギリスの支配権が確立された。1774年のケベック法により、フランス系住民の信仰・法律・慣習は一応維持されることになったが、引き続いて起きたアメリカ独立戦争 (1775~83) を契機に本国からの独立に反対する数万人のイギリス人 (いわゆる「王党派」) がアメリカから現在のカナダへ移住し、フランス系住民は一層片隅に追いやられることになった。そして、ついに1867年7月1日、「英国領北アメリカ法 (The British North America Act)」により、カナダはイギリスの自治領 (Dominion) として近代国家への道を歩み始めた。

自治領成立当時の人口比はイギリス系の61%に対し、フランス系は31%であったといわれているが、その後の歴史の過程で、カナダにおけるフランス系住民の占める割合と影響は徐々に後退し、英仏両語の使用状況には以下にみるような特徴が現れてきた [Downes, 1984]。

1. 第一言語としてのフランス語人口が大幅に減少した。特にケベック州と、ニュー・ブランズウィック州以外の地方での激減が目立つ。
2. フランス語を習うイギリス系住民の数が低下した。一方で英語を習うフランス系住民の割合は増加した。
3. 両国以外からの移民は、フランス語よりも英語を習得しようとする傾向がある。

この英主仏従ともいうべき不均衡の背景のひとつには、経済活動における英語の優位性があげられる。1977年にケベック州が、フランス語を唯一の公

用語と定める法律 (Bill 101) を成立させた時、州内、特にモンリオールに拠点を置く多くの企業が引き上げ、英語圏であるトロントを中心とするオンタリオ州へ移ったという事実もその傍証となるであろう。

2. 言語と政治問題

ケベックの言語法 (Bill 101) の中には「商業用看板・掲示はすべてフランス語で書かねばならない」(第58条) という規程があり、これをめぐって少数派である英語系住民からの訴訟が行われた。1988年12月15日、カナダ連邦最高裁は判事5人の全員一致で、この規程は表現の自由を侵すものであり、連邦憲章 (Canadian Charter of Rights and Freedoms) とケベック州憲章 (Quebec Charter of Human Rights and Freedoms) に違反する、という判決を下した。

同判決は、次のように述べている。

Language is so intimately related to the form and content of expression that there cannot be true freedom of expression by means of language if one is prohibited from using the language of one's choice.

Language is not merely a means of medium of expression; it colors the content and meaning of expression. It is a means by which a people may express its cultural identity. It is also the means by which one expresses one's personal identity and sense of individuality.

この判決を受けた州政府はただちに対応策を公表した。3日後の12月18日は日曜日であったにもかかわらず、ブラサ (Robert Bourassa) 州首相は現行法に代わる法案 (Bill 178) を発表し、早々と週末明けの21日には州議会を通過させた。この Bill 178 は、俗に “the outside-inside (sign) law” と呼ばれるが、その内容と趣旨は次のようなものである。

1. 屋外の看板・掲示はフランス語に限る。

2. 屋内の掲示に関しては、次の条件を満たす場合にのみ限って、フランス語とそれ以外の言語による表記を認める。

- (1) フランス語による表記のほうが、その他の言語による表記よりも明らかに目立つように (in prominent display) 書かれていること。
- (2) その掲示が屋外からは絶対に見えない位置にあること。

3. 連邦および州憲章には例外条項 (the notwithstanding clause) があり、これを適用することにより、この法律は両憲章には違反しない。

ブラサ首相は、1 に関しては、カナダにおける “distinct society” (後述) たるケベック州を守るために、またフランス語系住民 (francophones) の権利を守る上で必要だとし、2 は少数派 (minority) の権利を守るものである、と説明した。さらに、「集団の権利 (collective rights) が個人の権利 (individual rights) に優先することが必要な場合もある」として、フランス語の優位的地位を弁護した。英語系 (anglophones) の閣僚 4 名のうち 3 名は、これに抗議して辞任し、英語系の州民も抗議運動を起こしたが、一方ではフランス語系住民側も新法は Bill 101 の中身よりも後退したものと州政府に抗議し、両言語系住民の間で緊張が高まった。

問題はケベック州内にとどまらず、カナダ全国へ波及した。まず、12月19日にマニトバ州のフィルモン (Gary Filmon) 首相が報復手段に出た。

この点にふれる前に、カナダの憲法をめぐる論議についてふれておかなければならない。カナダの憲法はやっと1982年になって制定されたが、10州のうちケベック州だけがこの憲法を未だ承認していない。ケベック州の承認を得たいと判断した連邦政府首相マルルーニー (Brian Mulroney) は、1987年4月30日に全10州の首相と会談し、幾つかの点について全員の合意を得たが (ミーチ・レーク協定)、その中に「ケベックがカナダ国内において独特の社会 (distinct society) を構成していることを認める」という項目がある。マルルーニーは、他の9州にこの一項を認めさせることで、ケベックの憲法承認を勝ち取ろうとした。ところが、州首相レベルでは一致したものの、マニトバ州とニュー・ブランズウィック州の議会は今日までこのミーチ・レー

ク協定を承認していない。その承認期限は1990年6月にせまっており、もし一州でも批准しなければ協定の内容は無効になる。

Bill 178 が発表される数日前まで協定批准手続きを進めると公言していたフィルモン・マニトバ州首相は、突然掌を返したように批准反対の態度を表明した。これ以上、ケベック州に自由勝手なことをさせるわけにはいかない、“distinct society”を認めない、という態度に出た。

これをきっかけに全国で一斉に論争が起こった。「ケベック分離論」が再燃するのではないかと思われるほどの激しさであった。一方でケベックにおける少数派である anglophones の権利を守れという主張があり、他方ではケベック以外の州において少数派である francophones の権利を守れという声が挙がった。ちなみに、1989年2月18日付の全国紙 *The Globe and Mail* がカナダ統計局 (Statistics Canada) の最新統計として報じたところでは、ケベック州では84%がフランス語を主要言語として使用し (話せる人は95%)、ケベック以外のカナダ人の88%は英語を主要言語としている。

現在、連邦憲法 (Constitutional Act, 1982) の規定では英仏両語を国の公用語とするが、州レベルで二言語を公用語と認めているのはニュー・ブランズウィック州だけである。この州には歴史的にフランス語を第一言語として話す住民が以前から住み着いているという事情もあるが、それでも州人口の約3分の1であり少数派には変わりがない。¹⁾

ケベック州では、人口増加に力を入れているが、かつては全国一を誇った出生率も低下するばかりで、現人口650万を維持する上で必要な、女性一人当たり2.1人の出生水準を大きく下回り、1.4人に落ち込んでいる。年間目標4万人の海外からの移民によって補う計画も、その大部分がフランス語を話さないので francophones の数は減るばかりである。同州へは昨年25,420名の移民がやって来たが、その68%はフランス語を解さないし、学習意欲もない。このままいくと、2020年までにはケベック州においても francophones は少数派に転落するという悲観的な見通しさもある。²⁾

3. 多言語社会

カナダでは1969年に英語とフランス語が公用語と定められたが (Official Languages Act),³⁾ 日常生活で英語やフランス語を話さない人々も多い。筆者の住んでいたバンクーバーには、北米第2の規模といわれるチャイナタウンがあり、ここでの日常生活は中国語を中心にして営まれているといっても決して過言ではないほどである。母国語 (mother tongue) 別人口に関する1986年の調査では、英仏両語以外を母国語とする人は、2,860,570人 (11.7%) であった。⁴⁾ 今なお毎年十数万の移民を受け入れているカナダにとって、これら少数派の人々 (allophones と呼ばれることがある) の存在を無視することは出来ない。⁵⁾

しかし、少数派の人々が社会の中で活躍し、一定の安定や成功を獲得するためには、公用語である英語かフランス語を修得しなければならないという厳しい事実がある。例えば、英語圏に住む少数派の人々にとっては、好むと好まざるとにかかわらず、英語を身につけることが日常生活において不可欠になってくる。ここに「E S L (第二言語としての英語) 教育」の重要性がある。このためカナダでは、E S L教育が小学校から行われている。

広瀬 (1988) によれば、この国のE S L教育の形態には次のような五つのタイプがあるという。

1. 受け入れ学級 (reception classes)
2. 半日学級 (half-day classes)
3. 引き抜き学級 (withdrawal classes)
4. 巡回教師 (itinerant teachers) による引き抜き学級
5. 完全統合学級 (total integration classes)

「受け入れ学級」は、入国後間もない子供たちを対象にし、英語およびカナダ文化への適応をはかるオリエンテーション機能を持つ。「半日学級」では、生徒は半日をE S Lクラスで過ごし、残りの半日に通常クラスに出席する。「引き抜き学級」では、個々の子供の言語能力に応じて、初期において

は1日のうちほとんどの時間を、また末期においては週に1時間程度、通常クラスから引き抜いてESL教育が行われる。ESL指導の対象となる子供が広範囲にわたって散在している地域では、「巡回教師による引き抜き学級」形式がとられることがある。第5のタイプは、ESL指導を必要とする生徒も通常クラスに入れて同じ事業を受けさせるもので、「完全統合学級」と聞こえはいいが要するに、何もしないで放置するに等しい。子供は放っておいても自然に言葉を身につけるものであるという考え方である。

移民、特にアジアからの移民の多いバンクーバー市（Vancouver School District）の場合を例にとると、1988年秋現在で、50,506人の小学校と中等学校（secondary school：日本の中学・高校に相当）の生徒のうち23,732人（46.9%）の児童・生徒にとって英語は第二言語である。ところが、教育に責任を負う州政府の予算や教師の不足などの理由で、ESLクラスで教育を受けている生徒は1,810名、その他なんらかの形でESL教育を受けている者を含めても1万人に過ぎない。実際にはESL教育が必要なのに、学校にクラスがないために放置され、授業についてゆけず、友達もできない生徒が少なくないという。小学生の7%、中学生の2%は全く英語が分からないという報告がある。⁶⁾

このことは深刻な社会問題を生み出している。移民の多いトロントやバンクーバーでは、学業についてゆけない移民の子供たちがドロップ・アウトし、ethnic groups を中心にグループを形成している。グループ内にいる限り、慣れない英語を無理に話す必要もないし、母国の文化規範に従って行動しさえすればよい。先輩からの保護を与えられ、差別を受けることもない。安定した帰属感を得ることができる。彼らは繁華街にたむろし、グループ間の抗争は次第にエスカレートしている。Asian gangs とよばれるこれらのグループによる犯罪の増加と凶悪化に警察も頭を痛めている。

4. 英語のできないカナダ人

英語のできないのは、移民（一世）を中心とする allophones だけではな

い。まず、次の各「英文」を読んで頂きたい。

1. I am writing to the Welfare Department to say that my baby was born two years old, when do I get my money?
2. In accordance with your instructions, I have given birth to twins, in the enclosed envelope.
3. Unless I get my husband's money pretty soon, I will be forced to lead an immortal life.
4. I am glad to report that my husband, who was reported missing, is dead.

これらの文は、いずれも英語を第一言語とするカナダ人によって書かれたもので、トロントの Welfare Department に生活保護を求める手紙の一部である。⁷⁾ 現在、カナダには「機能的文盲 (functionally illiterate)」と呼ばれる人が成人人口の四分の一にあたる約500万人もいる。これらの人は、日常生活を営む上で、他人とのインフォーマルな会話には困らないが、文章を読んだり書いたりすることが出来ない。筆者の個人的経験になるが、ある日、スーパーマーケットの食料品売り場で買い物をしていると、中年の夫婦から “Mister,” と呼び止められた。傍らの掲示を指さしながら、「済みませんが、これを読んで頂けませんか」と頼まれた。この夫婦の場合は日常必要な簡単な語句ですら読めないという極端な一例であるが、新聞が読めなかったり、様々な書類に必要事項を記入することが出来ないという人々は珍しくない。

これには次のような原因が考えられる。⁸⁾

1. 教育制度の不十分な地域で育った。
2. 教育がなくても成功できる。
3. 教育レベルが低下した。
4. 都市部における移民が増加している。

世界第2、日本の26.4倍の面積を持つカナダでは人口の90%がアメリカ国境から200マイルの地域に集中している。広大な残りの地域では人口分布が

きわめてまばらであり、加えてこの国では教育は連邦政府ではなく州政府が権限と責任を負うので、教育制度の不十分な地域が存在する。また、同じような移民国家であるアメリカにもみられるように、教育を受けなくても実力次第で努力すれば社会において成功を望めるという風潮があった。さらに、近年の教育・学力レベルの全般的低下という現象も一因にあげられている。学校授業についていけない生徒も多く、全国の中等学校（第9学年）でのドロップアウト率は30%にもものぼっている。⁹⁾ 同時に、都市部における移民の増加が識字率の低下に拍車をかけている。

このような状況に対処すべく、様々な試みがなされている。例えば、社会人を対象とした community programs もそのひとつであり、そこでは文字の指導から始まって、基本的な読み書き (literary programs) や日常生活に必要な数学の基礎が教えられている。¹⁰⁾

5. 多文化社会

アメリカがしばしば「坩堝社会」と呼ばれるのに対し、カナダは「モザイク社会」といわれる。国内にもたらされた諸民族とその文化を坩堝で溶かし、新しいものを作り出すという「坩堝論」には大きな危険性がある。それは少数民族に多数文化への同化を強制するための口実に用いられてきた。アメリカという坩堝は、様々な少数文化を溶かし白人文化へ変える装置であった。これに対し、カナダは、諸民族の持つ固有の文化を最大限に活用し、多彩なモザイク文化の形成を試みている。

1971年にトルドー (Pierre Trudeau) 政権の下で始められた「多文化主義 (multiculturalism) 政策」の下で、少数民族の文化を尊重し、これを守り育てる中で、国民の統合を保つという試みがなされている。先住民 (Native Canadians)¹¹⁾ の文化はもちろん、後に来た移民がそれぞれ持っている民族的文化を守るために、各民族の持つ言語 (heritage languages) を大切にしようという様々な試みがなされている。

しかし「二言語主義」と「多文化主義」の両立は可能であろうか、という

素朴な疑問が浮かんでくる。二つの公用語のいずれかの使用を求める一方で、多文化の維持が可能であろうか。例えば、ESL教育の持つ危険な側面の一つは、非英語民族に英語の使用を、さらに英語文化を強制することになりかねないということである。Bill 101 をめぐる先の最高裁判決文にもあるように、民族固有の言葉を使わずして文化が維持できるであろうか。歴史的にみると、この国は「二言語二文化主義」から「二言語多文化主義」へと政策が変わってきた。1969年の公用語法に定められた、英仏二言語を公用語とするという精神は1982年憲法にそのまま受け継がれ、今日に至っている。しかし、多文化の共存は多言語を認めるという条件の下でのみ可能ではないのか、というのが筆者のもつ疑問である。

カナダのニュース雑誌 *Maclean's* (1989年7月3日号) が、カナダ人とアメリカ人(それぞれ千名)を対象に興味深い世論調査結果を発表している。その一部を紹介する。

「新しく来る移民に彼ら固有の文化や生活様式を維持するよう奨励するべきか、それとも変えるように勧めるべきでしょうか」

	カナダ人	アメリカ人
維持すべき	34%	47%
変えるべき	61%	51%
意見なし	5%	2%

「もし、あなたの子供が異なった人種 (racial background) の相手と結婚するとしたら、幸せに思いますか」

	カナダ人	アメリカ人
不幸	13%	32%
無関心	60%	51%
幸せ	25%	15%
意見なし	2%	2%

「あなたは今までに人種差別または民族的差別を受けたことがありますか」

カナダにおける言語事情

	カナダ人	アメリカ人
ある	12%	18%
ない	89%	82%

上の数字で見る限りでは、異文化に対する寛容度は必ずしも高いとはいえない。多文化主義は一般のカナダ人の間に必ずしも浸透しているようには思われない。

残念ながら、同調査には言語に関する質問項目はない。アメリカでは、このところ各地で「英語を唯一の公用語に」という運動がある。この動きは移民、特にスペイン語を母国語とする中南米からの移民のラッシュにいらだちを覚えている諸州で目立つ。1988年11月の州民投票で、フロリダ、アリゾナ、コロラドの3州が新たに加わり、英語のみを公用語とする州の数は17に達した。カナダにも同様の反動 (backlash) がないわけではない。ケベックの新言語法 (Bill 178) の成立や非英語圏からの移民・難民の増大に批判的な一部の anglophones が、現行の移民法に反対し、英語系の移民の増加と英語のみの使用を主張して運動を起こしているという事実もある。

英語の優位性の下で、フランス語や他の民族言語 (heritage languages) が今後どのように生き残っていくのであろうか。1982年憲法第22条は、英仏両語以外の言語について、取得・享受されている法律上・慣習上の権利や特権を承認している。公用語が「支配層による同化の道具ではなく、多くのエスニック語グループ間の、文化際言語 inter-cultural language」[鈴木, 1987] として用いられるようになった時、はじめて真の多文化社会が保証されるのではないだろうか。

むすび

カナダは若い国である、というのは筆者のカナダ人の親友がよく口にする言葉である。何千年もの歴史を誇る中国や日本はもちろん、隣のアメリカに比べても遥かに歴史の浅い国である。しかし、「我々は今様々な実験をしている。多様な人種、民族が共存する道を探っている」というのは、カナダ滞

在中にいろんな人から何度か聞かされた言葉である。「これからは3か国語くらいはできないとね。Bilingual では時代に取り残されて恐竜と同じ運命をたどるだろう」と、友人は言う。

カナダがこれからどのような道を経て「モザイク社会」を構築していくのか、興味がある。二言語社会、実は多言語社会であるカナダは、言葉を専門とする筆者にとって様々な問題提起をしてくれる魅力ある国である。

[注]

- 1) ケベック州に次いで francophones の人口が多いのはオンタリオ州である (1989年現在42,720人)
- 2) *Maclean's*, July 10, 1989
- 3) 1849年以來, the United Canada Parliament の法律は英仏両語で書かれている, という伝統はある。
- 4) *Quick Canadian Facts*, 1988, 126
- 5) 最近の統計では, カナダ人の38%が英語およびフランス系以外の民族出自を持ち, 西暦2000年には54%に達するという予測もある [*Maclean's*, June 13, 1988]。
- 6) *The Vancouver Sun*, 1988年11月19日, 1989年2月10日, 2月18日付および *The Globe and Mail*, 1989年3月11日付
- 7) Douglas College の資料提供による。
- 8) Douglas College の ESL 教員 Tom Whalley 氏との discussion による。
- 9) *Maclean's*, March 13, 1989
- 10) 1988年夏, 総選挙を目前に控えたマルルーニー首相は1億1千万カナダ・ドルを literacy programs に注ぎ込むと公約した。
- 11) インディアン (Native Indians) やイヌイット (Inuit, いわゆるエスキモー), メティス (Metis, 先住民と西洋人, 特にフランス系との混血) を指す。

参考文献

Downes, W., *Language and Society*, Fontana Paperbacks, 1984

広瀬孝文「移民政策と言語教育に見る多文化主義の位置」, 関口礼子著『カナダ多文化主義教育に関する学際的研究』, 東洋館出版社, 1988

大原祐子・馬場伸也編『概説カナダ史』, 有斐閣, 1984

Pringle, I., "Attitudes to Canadian English", in S. Greenbaum (ed.),
The English Language Today, Pergamon Press, 1985, 183-205

鈴木敏和「カナダ法における言語権の発展」, 日本カナダ学会編『カナダ研究の諸問題』, 日本カナダ学会, 1987

(みやけ・とおる／文学部／1989. 9.28 受理)